マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

VS スタッフィング株式会社 広島オフィス

派 24-300570-2

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和5年度(令和5年3月~6年3月))

記

1 令和5年3月1日付け派遣労働者数

29 人

2 令和5年度 派遣先事業所数 (実数)

10 件

3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額

15,706 円

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

4 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額

11, 190 円

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者 派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

28.8%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口係

TEL082-876-3571

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの 平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	座学	弊社	無償	有給	1 時間
職能別訓練	1年以上の雇用見込みの者	OFF-JT	㈱富士 COM	無償	有給	8 時間
職能別訓練	2年目の派遣労働者	OJT-JT	㈱富士 COM	無償	有給	8 時間
職能別訓練	3年目の派遣労働者	OFF-JT	㈱富士 COM	無償	有給	8 時間

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 28.8%

■賃金



- 8 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - 締結している
 - ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

(すべての派遣労働者)

・当該労使協定の周期

(令和5年3月31日)